

下呂市告示第 80 号

下呂都市計画下水道事業計画変更の告示

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、下呂都市計画下水道事業（下呂市公共下水道）の事業計画の変更について、次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 29 日

下呂市長 山 内 登

- 1 施行者の名称  
下呂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下呂都市計画下水道事業 下呂市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和 62 年 12 月 15 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日
- 4 事業地  
事業地を表示する図面において表示する
- 5 縦覧場所  
下呂市役所 生活部 上下水道課
- 6 縦覧期間  
自 令和 3 年 3 月 29 日  
至 令和 3 年 3 月 13 日